

容器入りガソリン等を

購入されるみなさまへ

ガソリン等の適切な使用を確保し、
火災予防を徹底するため、
容器入りガソリン等※を合計10リットル
以上購入するときは、

本人確認・使用目的の確認に

ご協力をお願いします！



※ 上記の容器入りガソリン等は、以下が該当します。

- 日本産業規格 (JIS) K2201 (工業ガソリン) 若しくは JIS K 2202 (自動車ガソリン) に相当し、又はこれを主成分とする第四類第一石油類の危険物。一般的にホワイトガソリンや混合燃料油等が該当します。
- 容器入りのままで販売されるもの（容器の最大容積が 500 ml 以下のものを除く。）